

みんなが知りたい

全員協議会

七月十二日開催

①物品購入契約の締結
 学校職員用パソコン百四十台、通信機器一式(町内小・中学校全校設置)購入価格 一、一〇二万円。契約相手
 (有)福井事務機(米子市)

②学校統合実施計画(案)の一部改正(協議)

・統合中学校位置は現岸本中学校から、立地条件の比較検討、総合判断して定める。遅くとも平成三十二年末には学校配置が完成するよう計画進行。
 ・小学校
 平成二十五年目標を二十八年度頃を目標に、「学校統合準備協議会」の準備完了したところから統合実施に変更。

九月二日開催

①暴力団排除のために必要な関係条例整備に関する条例の制定

学校施設、公共施設の設置計画を十二月までに検討し、総合計画の変更を行う。

九月二十一日開催

①損害賠償額の決定
 町道不備による車両事故の修繕賠償額 三六万円

②職員採用試験結果(報告)

保健師 本多容子
 ” 岩崎由恵

③公の施設の指定管理者募集(説明)

①別所川溪流植物園ほか二施設
 ②鬼の伝承公園ほか二施設
 ③産地形成促進施設(大山ガーデンプレイス)
 ④溝口福祉センターほか一施設

指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日(三年間)

②町税条例一部改正

寄附金の税制拡充、租税罰則の見直し、肉用牛売却所得の課税を特例延長(平成二十七年年度まで)

③町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

④特定不妊治療費助成交付金要綱の一部改正
 体外受精及び顕微授精に人工授精を追加するもの

⑤物品購入契約

消防ポンプ自動車(CD-1型)一台購入 一、九九二万円
 (株)吉谷機械製作所(鳥取市) 第七分団に配備

⑥町道通行中車両の破損事故(損害賠償額を定めるもの)

⑦紙おむつ燃料化事業の進捗状況(報告)
 (株)スパーフェイズと燃料化装置工事の契約

④誘致企業の増設計画(報告)

大原企業用地内のスリ―エステクノ株式会社。主に電気式床暖房のフィルムヒーターの生産、販売、工場を増設。

⑤開発協定の変更(説明)

美保テクノス(株)の二部真砂土採取事業、建設発土受入事業は平成二十四年七月三十一日で事業完了予定であったが、平成二十八年九月二十八日までの延長を併せ、受け入れ形状変更も行うもの。

⑥柵水高原の今後の振興方策と柵水高原リフト再整備について(説明)

・町の観光地として明確に位置づけ、年間通しての誘客促進に取り組む。柵水高原リフトは、耐用年数三十年で第一・二リフトは運行開始以降二十六年経過。第三リフトは十八年経過、今後、第一・二リフト更新、第三リフト継続

九月中旬から試験運転。紙おむつペレットボイラー燃料試験に利用。エネルギーの地産地消を目指す。

⑧水道事業運営の現状と課題について(説明)

上水道・簡易水道統合(平成二十八年度)までに、給水原価に見合う料金と比較検討。
 一般会計繰り出し基準、料金の取扱いについて

⑨人権擁護委員候補者の推薦について

光木 環(六十一歳)谷川

⑩町有線テレビ放送特別会計に移行(説明)

平成二十四年四月一日、一般会計に移行予定のため、借入金未償還金、施設整備事業推進基金の取扱いについての説明。

⑪小学校統合に係る協議(保育所・小学校保護者対象)の結果及び今後のすすめ方(協議)

運行のための大規模修繕等、具体的整備方法を検討予定。

⑦台風十二号被害状況(報告)

・町道Ⅱ須村、半川線外十八路線
 ・水道施設Ⅱ八郷地区簡水外、三簡水 被害総額二、九三〇万円
 ・農地Ⅱ岩立水田畔畔崩落外一四ヶ所 被害総額六、四〇四万円
 ・農業用施設Ⅱ岩立取水口、水路、農道外 九九件 被害総額一四、三〇八万円
 ・林道Ⅱ丸山上の原線外三件、被害総額二、〇一〇万円
 (平成二十三年九月二十一日現在)

⑧大山放牧場の施設整備(報告)

平成二十四年度内に、牛舎を増設、草地改良、堆肥舎等の付帯施設整備により、現在預託数二二〇頭から二五〇頭増加させ、西部地区内畜産農家

⑫教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について(報告)

⑬平成二十三年年度一般会計補正(第二号)

補正額 四〇、二〇〇万円の増
 地方交付税、前年度繰越金の額の確定によるもの。
 ・有線テレビ放送特別会計繰出金 四、二二五万円
 ・地域救急医療情報キット配布事業 五三万円
 ・災害時要援護者台帳整備事業 四八二万円
 ・小学校施設耐震等改修事業 一、七二二万円
 ・繰上償還 二、四二五万円

⑭平成二十二年決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

⑮公共施設における太陽光発電設備設置について(説明)

の希望に添える。すでに地元集落の説明は終わり、県と(財)県畜産振興協会、町の三者による環境保全協定を締結するもの。

⑨中山間地域等直接支払交付金に関する会計検査院指摘事項の対応について(報告)

協定農用地として不適切であった農用地に交付された平成十七年度分の交付金のみ、自主返還を行っていたが、平成十六年度以前についても調査報告を求められ、過大交付額が判明した農用地分の国、県費分、五〇三万円を自主的返還するもの。

